

特定保育事業

(1) 概要

① サービス・給付内容

週2～3日程度又は午前か午後のみ、必要に応じて柔軟に保育サービスを提供する事業

② 実施状況

《実施箇所数》 1,057箇所 (H20年度交付決定ベース)

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務有り。))

(3) 基盤整備

① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載

② 施設整備補助

保育所の施設整備の際に、併せて特定保育事業のための保育室等を整備する場合には、施設整備補助あり。

(4) 事業開始規制等

保育所による提供又は市町村による提供が前提のため、独自の事業開始規制等はない。

(7)による補助の対象となるか否かは市町村の裁量による。

(5) サービス利用の仕組み

①サービスの必要性の判断／②サービス利用の流れ

市町村が定めた事由により、一定程度(概ね月64時間以上)の日時について、保護者・同居親族等が保育できないと認められる就学前児童について、保護者からの市町村又は保育所に対する申込みによりサービス提供。

③ 利用料

特に定められていない。(※各市町村又は各保育所において設定。)

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

○ 人員配置

保育所に準じる。(保育所以外の公共的施設で実施する場合は、保育士を最低2人以上配置。)

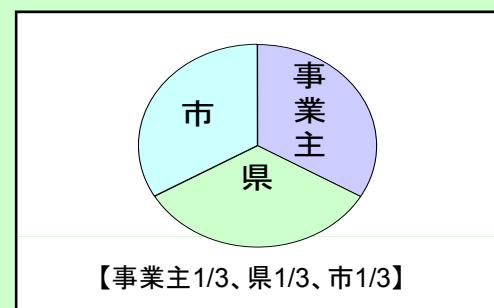
(7) 費用負担

① 運営主体に対する支払い

《国庫補助単価》 27～513万円(利用児童数に応じた実績払い)
(※児童育成事業(児童手当法に基づく事業主拠出金による事業))

② 費用負担

左記の割合で公費負担。
(※予算の範囲内で補助する経費)



③ 費用額

《費用額(全体)} 約31.5億円 (H21年度予算ベース)
《公費負担総額》 約15.8億円 ※残余は利用者負担

家庭的保育事業

(1) 概要

① サービス・給付内容

保育に欠ける乳幼児について、保育士又は看護師の資格を有する家庭的保育者の居宅等において、保育所と連携しながら、少数の主に3歳未満児を保育するもの(※今回の児童福祉法等改正により、市町村を実施主体とともに、保育士又は看護師以外の者も担い手となり得るようにする方向で検討中)。

② 実施状況

《実施箇所数》 家庭的保育者数:130人 (H20年度交付決定ベース)

《利用者数》 利用児童数491人 (H20年度交付決定ベース) ※H21年度予算で利用児童数を5000人へ拡大

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断)

(※今回の児童福祉法等改正により、保育所の補完的役割として位置付け。)

(3) 基盤整備

① 基盤整備に関する枠組み

今回の児童福祉法等改正により、市町村が地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載し、また、国において、市町村が認可保育所と併せた保育サービスの整備目標量を定めるに際しての参照標準を提示する旨規定。

② 施設整備補助

特になし

(4) 事業開始規制等

(7)による補助を受けるためには、市町村より家庭的保育事業の委託を受けることが必要。

(※今回の児童福祉法等改正により、実施主体が市町村とされ、市町村による都道府県知事への届出を規定)

(5) サービス利用の仕組み

①サービスの必要性の判断

「保育に欠ける」児童

②サービス利用の流れ／③ 利用料

特に定められていない。(※各市町村において設定。)

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

○ 人員配置

保育士又は看護師の資格を有する者1人に対し、就学前児童3人以下(別途補助者を雇用する場合は5人以下)

(※今回の児童福祉法等改正により、保育士又は看護師以外の者も担い手となり得るようにする方向で検討中)

※ なお、連携保育所の下に、家庭的保育者に対する巡回指導や相談等を行う専任職員を配置

(7) 費用負担

① 運営主体に対する支払い

《国庫補助単価》 家庭的保育者:53,400円(児童1人当たり月額)

家庭的保育支援者:約460万円(年額)

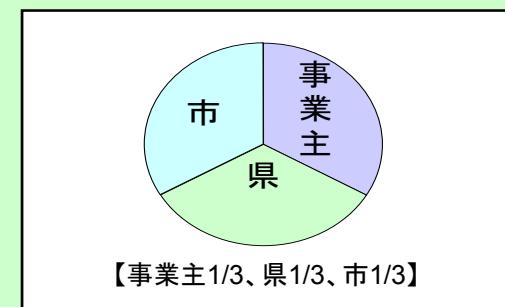
連携保育所又は実施保育所:約170万円(家庭的保育者10人を支援する場合)

(※児童育成事業(児童手当法に基づく事業主拠出金による事業))

② 費用負担

左記の割合で公費負担。

(※予算の範囲内で補助する経費)



③ 費用額

《費用額(全体)》 約75億円 (H21年度予算ベース)

《公費負担総額》 約43億円 (H21年度予算ベース) ※残余は利用者負担

一時預かり事業

(1) 概要

① サービス・給付内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業

② 実施状況

《実施箇所数》 7,651箇所 (H20年度交付決定ベース)

※ 一時預かり事業には、保育所型(保育所で実施)と地域密着型(地域子育て支援センター等で実施)がある。また、一時預かり事業(地域密着型)に類するものとして、有資格者(保育士)を1名以上配置するとともに、一定の研修を修了した者を配置する類型を創設

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務有り))

(3) 基盤整備

① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載

② 施設整備補助

保育所の施設整備に併せて一時預かり事業のための部屋等を整備する場合には、施設整備補助あり。

(4) 事業開始規制等

都道府県知事への届出(今回の児童福祉法等改正による。主体制限はなし。)

(5) サービス利用の仕組み

- ①サービスの必要性の判断／②サービス利用の流れ／③利用料
特に定められていない。(※各市町村又は各保育所において判断・設定。)

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

○ 人員配置

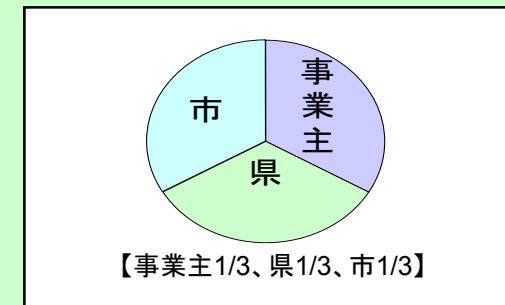
対象児童の多さ等に応じた必要な保育士の配置とすること。(最低2人以上)

※一時預かり(地域密着型)に類するものとして予算事業を実施する場合には、保育士を1名以上配置するとともに、市町村等が実施する一定の研修を修了した者を配置すること。

(7) 費用負担

① 運営主体に対する支払い

《国庫補助単価》 45～783万円(利用児童数に応じた実績払い)
(※児童育成事業(児童手当法に基づく事業主拠出金による事業))
※ 一時預かりに類するものとして事業を実施する場合には、
一時預かり事業の9割相当(予算事業)



② 費用負担

左記の割合で公費負担。
(※予算の範囲内で補助する経費)

③ 費用額

《費用額(全体)} 約151億円 (H21年度予算ベース)
《公費負担総額》 約75億円 ※残余は利用者負担

保育所の分園方式

目的

保育所分園は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)の定に基づく保育所に分園を設置することにより、認可保育所の置が困難な地域における保育の実施を図ることを目的とする。

具体的な内容

1. 対象施設

分園となる保育所は複数設置することができるとしている。

2. 定員

1分園の規模は原則として30人未満とするが、中心保育所の規模や中心保育所との距離等を勘案して一括的な運営が可であれば30人以上とすることができる。

3. 職員

最低基準を満たしかつ2人以上の必要な保育士を配置。

4. 管理・運営

児童の処遇や保護者等との連絡体制等を十分確保して、さらに、構造、設備及び職員配置の観点から十分な機能を有している場合にあっては夜間保育を行うことができる。また、公立保育所の分園にあっては他の主体に委託することができる。

5. 構造及び設備

保育所に関する児童福祉施設最低基準によることを基本とする。

ただし、設備の基準については調理室は設けないことが可能とともに、必要な医薬品を備えていれば医務室を設けないことができる。

また、分園が夜間保育を行う場合は、仮眠のための設備及 その他夜間保育に必要な設備、備品を備えていること。

家庭的保育事業の体系

児童福祉法（抜粋）

◎家庭的保育事業の定義【法6の2⑨】

家庭的保育事業とは、乳児又は幼児であって、市町村が第二十四条第一項に規定する児童に該当すると認めるものについて、家庭的保育者（市町村長が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であって、これらの乳児又は幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。）の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業をいう。

◎保育の実施【法24①】

市町村は、…保護者から申込みがあったときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、保育に対する需要の増大、児童の数の減少等やむを得ない事由があるときは、家庭的保育事業による保育を行うことその他の適切な保護をしなければならない。

◎事業の開始等【法34の14①】

市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、家庭的保育事業を行うことができる。

◎実施基準の遵守【法34の15】

家庭的保育事業を行う市町村は、その事業を実施するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。

◎都道府県による指導監督【法34の16】

- 都道府県知事は、前条の基準を維持するため、家庭的保育事業を行う市町村に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問をさせ、若しくは家庭的保育事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 都道府県知事は、家庭的保育事業を行う市町村に対して、…その事業の制限又は停止を命ずることができる。（法令違反や乳幼児の処遇に不当な行為をしたとき）

◎情報提供【法34の17】

家庭的保育事業を行う市町村は、家庭的保育事業による保育を行うことを希望する保護者の家庭的保育者の選択及び家庭的保育事業の適正な運営の確保に資するため、…その区域内における家庭的保育者、家庭的保育事業の運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関する情報の提供を行わなければならない。

実施基準（イメージ）

◎家庭的保育者の要件

保育士又は保育士と同等の知識及び経験を有するものとして市町村長が認める者であって、市町村長が行う研修を修了した者

◎実施場所等

- 専用の部屋を有すること
- 保育を行う居室は9.9m²以上、3人を超える場合は1人超えるにつき3.3m²を加算

◎配置基準

- 家庭的保育者1人で保育する場合は3人以下、
- 補助者とともに2人以上で保育する場合は5人以下

◎保育内容：保育所保育指針に準拠し、家庭的保育の特性に留意

◎市町村の体制整備

市町村は、保育所その他の関係機関と連携し、以下の業務を実施（保育内容の支援、巡回指導・相談、代替保育 等）

ガイドライン（イメージ）

◎家庭的保育事業の実施体制：家庭的保育者又は保育所等を経営する者に委託

◎情報提供：家庭的保育の氏名、資格、居宅、保育内容等を適切な方法で周知

◎家庭的保育者：保育士資格を有さず研修によって家庭的保育者として認める際などにおいて適切な評価を行う。

◎市町村の体制整備：家庭的保育者を支援するため、助言・指導を行う体制整備、連携保育所の確保、代替保育の体制整備

◎研修：保育士資格を有さない者が家庭的保育者となるための認定研修、就業前に全ての家庭的保育者に課す基礎研修、フォローアップ研修、現任研修、指導者養成のための指導者研修

家庭的保育者研修

1 基礎研修（すべての家庭的保育者に対する家庭的保育に必要な基礎的知識・技術等の習得）
[家庭的保育者の就業前研修]

科 目 名	区 分	時 間	内 容
導入	家庭的保育の概要	講 義	60分 ①家庭的保育の歴史的経緯 ②家庭的保育の特徴 ③家庭的保育のリスクを回避するための課題
家庭的保育の基礎	乳幼児の発達と心理	講 義	90分 ①発達とは ②発達時期の区分と発達 ③ことばとコミュニケーション ④自分と他者 ⑤手のはたらきと探索 ⑥移動する力 ⑦こころと行動の発達を支える家庭的保育者の役割
	食事と栄養	講 義	60分 ①離乳の進め方に関する最近の動向 ②栄養バランスを考えた幼児期の食事作りのポイント ③食物アレルギー ④家庭的保育者が押さえる食育のポイント
	小児保健Ⅰ	講 義	60分 ①乳幼児の健康観察のポイント ②発育と発達について ③衛生管理・消毒について ④薬の預かりについて
	小児保健Ⅱ	講 義	60分 ①子どもに多い症例とその対応 ②子どもに多い病気とその対応 ③事故予防と対応
	心肺蘇生法	実 技	120分
家庭的保育の実際	家庭的保育の保育内容	講義・演習	120分 ①家庭的保育における保育内容 ②家庭的保育の1日の流れ ③異年齢保育 ④新しく子どもを受け入れる際の留意点 ⑤地域の社会資源の活用 ⑥家庭的保育の記録 ⑦保育の体制
	家庭的保育の環境整備	講 義	60分 ①保育環境を整える前に ②家庭的保育に必要な環境とは ③環境チェックリスト
	家庭的保育の運営と管理	講 義	60分 ①情報提供 ②受託までの流れ ③家庭的保育の運営上必要な記録と報告 ④個人事業主としての財務管理

科 目 名	区 分	時 間	内 容
家庭的保育の実際	安全の確保とリスクマネジメント	講 義	60分 ①子どもの事故 ②子どもの事故の予防 保育上の留意点 ③緊急時の連絡・対策・対応 ④リスクマネジメントと賠償責任
	家庭的保育者の職業倫理と配慮事項	講義・演習	90分 ①家庭的保育者の職業倫理 ②家庭的保育者の自己管理 ③家庭的保育者自身と家族との関係 ④地域との関係 ⑤保育所や様々な保育者との関係 ⑥行政との関係
	保護者への対応	講義・演習	90分 ①家庭的保育における保護者との関わりと対応 ②家庭的保育における保護者への対応の基本 ③子育て支援における保護者への相談・助言の原則 ④保護者への対応～事例を通して考える～
	子ども虐待	講 義	60分 ①子ども虐待への関心の高まり ②子ども虐待とは ③子ども虐待の実態 ④虐待が及ぼす影響 ⑤子ども虐待の発見と通告 ⑥虐待を受けた子どもに見られる行動特徴 ⑦子どもが家で虐待を受けたと思われたならば ⑧家庭的保育室で不適切な関わりを防ぐために
	気になる子どもへの対応	講 義	90分 ①気になる行動 ②気になる行動をする子どもの行動特徴 ③気になる行動への対応の考え方 ④気になる行動の原因とその対応 ⑤保育者の役割 ⑥遊び－日本の優れた人育て法を用いる－
研修を進める上で必要な講義	見学実習オリエンテーション	演 習	30分～60分 ①見学実習のポイントと配慮 ②見学を引き受ける際の留意事項
	グループ討議	演 習	90分 ①討議の目的 ②討議の原則 ③討議の効果 ④討議のすすめ方
見学実習		実 習	2日以上 複数の家庭的保育者のもとで家庭的保育を実習 ①保育日誌・家庭連絡帳の作成の仕方 ②実習日誌作成・提出 (実習のうち1日は家庭的保育の1日の流れを体験)
実施自治体の制度について（任意）		講 義	60分～90分 ①連携保育所 ②関係機関 ③地域資源 ④巡回指導・監査指導等 ⑤報告事項などのについて

時間合計：21時間+2日以上

2 認定研修（保育の知識・技術等の習得）

科 目 名	時 間
子ども家庭福祉 (「児童福祉・社会福祉」関連)	4 時間
子どもの心身の発達と保育 (「発達心理学」関連)	8 時間
子どもの健康管理 (「精神保健」・「小児保健」関連)	8 時間
子どもの栄養管理 (「小児栄養」関連)	6 時間
子どもの安全と環境 (「小児保健」・「養護原理」関連)	8 時間
子どもの保育 (「保育原理」・「教育原理」関連)	6 時間
保育実習（I） (連携保育所の3歳未満児クラス中心の実習)	48 時間
保育実習（II） (連携保育所又は認可保育所において実習) [看護師、幼稚園教諭、家庭的保育経験者（1年以上）の者を除く。]	20 日

看護師、幼稚園教諭、家庭的保育経験者（1年以上）

時間合計：88時間

家庭的保育経験のない者及び家庭的保育経験者（1年未満）
[看護師、幼稚園教諭を除く]

時間合計：88時間+20日

3 フォローアップ研修

[家庭的保育の経験年数2年未満の者]

目的・内 容
(目的)
・基礎研修において修得した内容を実践した上で、疑問・悩みの解消
・関係する行政機関との連携関係の構築
・家庭的保育者間の連携関係の構築
(内容)
家庭的保育者からの相談・質問を中心とした研修
[例]
・保育内容の相談（異年齢保育等）
・避難経路の確保、避難訓練等の計画
・記録等の書類の作成方法
・経理方法等の指導など

時間：各回概ね2時間

4 現任研修

[すべての家庭的保育者]

科 目 名	時 間
最近の児童福祉行政	1 時間
家庭的保育の運営・管理	2 時間
子ども（3歳未満児）の心身の発達と保育	3 時間
子ども（3歳未満児）の健康管理	3 時間
子ども（3歳未満児）の栄養管理	3 時間
子ども（3歳未満児）の安全と環境	3 時間
保護者理解と対応	3 時間

時間合計：18時間